

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

小関秀一議員の質問

○小関勝助議長 順位5番、議席番号5番、小関秀一議員。

(5番小関秀一議員登壇)

○5番 小関秀一議員 一般質問1日目の最後の質問となりました。

収穫の秋を迎えて、各種、各地区で大地の恵みに感謝する収穫のイベントがようやく一段落して長い冬を迎える時期となりました。普通であれば、来春の作付に頭をめぐらせながら来る年を迎えるものでありますけれども、ことしは比較にならないほどの暗い重い空気が農家・農村を覆っております。それについては、ご承知のとおり、米以外の産地であります長井市についても、畜産については子牛の高騰、野菜、園芸等についてもさまざまな要因がありますが、価格の暴落等が続いております。

さらに、長井市の基幹作物であります米の価格が大暴落という追い打ちをかけております。農協系統の概算金では、はえぬきで60キロ当たり8,500円、コシヒカリで9,000円、つや姫は1万2,500円と、平成25年産米と比較しますと、はえぬきで2,600円、コシヒカリで2,700円、つや姫で1,200円のマイナスとなっております。平成25年産米については、最終精算が来春になりますけれども、9月に仮精算が行われましたので、去年のそれぞれはえぬき、つや姫等500円ずつ追加払いになっております。今年の追加精算は全く認められないというふうな予想のもとに比較しますと、この差はさらに大きくなり、はえぬきで3,100円、つや姫で1,700円の暴落と

なります。

また、ことしについては経営所得安定対策の固定払いで10アール当たり1万5,000円から7,500円に半減されました。10アール当たり10俵換算で1俵あたりにすれば750円に半減されたものであります。これをトータルしますと、当地方の主力品種でありますはえぬきについては、昨年産米と比べ1俵当たり3,850円のマイナスという農家の経営にとっては大打撃の年になっております。これは、例えば5町歩500俵出荷の農家にすれば192万5,000円の売り上げ減収となります。政府が言う担い手育成、食糧自給率向上などを目指す農政改革については、担い手潰し、農家・農村潰しとしか言いようがありません。これは、当長井市の米作付、約1,800町歩、生産量にしますと18万俵生産したとして6億9,300万円、約7億円の売り上げ減という数字になるわけです。

翻って、米生産にかかわる生産費のほうはどうかといえば、全国平均で経営面積が比較的大きい山形県でさえ、平成23年の統計で1万3,600円、これまでは米価下落時の補填金とあわせ岩盤対策として再生産がようやく確保されてきたなという生産費の内容でありましたが、ことしはさらに消費税や円高での資材、油等の高騰で農水省の調査でも、国会答弁にもありましたが、生産費については1万6,000円というふうな捉え方をしておるようでございます。T P Pをにらみながら、日本の農村の崩壊を見せられるようなことしの冬を迎えようとしております。当議会でも、9月定例会にて農政改革の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書、米価下落等に関する意見書を請願採択を受け、政府、関係機関に提出しました。また、10月臨時会では、一般会計補正予算で米価下落対策緊急資金利子補給事業費が計上され、可決しており、行政、議会の対応の微々たる方策もなされてはおりますが、今後の食糧の再生産、農業振興に

ついて不安の一端を次の質問で述べさせていただきます。

長井市の全般の農業振興についてということでありますけれども、まずもって1番目、米価下落に伴う支援策の根拠について、先ほど述べましたように、再生産可能な生産費を確保する施策がまずもって必要だというふうに考えます。今年産米の概算金による当市の影響について、どのような生産額になるのか、想定されておる数字についてお聞きをいたしたいと思います。

また、あわせて、10月臨時会で補正された先ほどの利子補給事業の算定基準として質問いたしましたが、60キロ当たり3,300円の昨年産との比較が算定基礎であるというふうな答えをいただきました。この根拠については、説明では、昨年産との差、はえぬきの場合2,600円、戸別所得補償7,500円を10俵あたりに換算して750円で、おおよそ約3,300円を算定基礎とするという農林課長からの説明であったわけですが、今後の米農家の全ての支援策については、再生産可能な生産費を補う算定基準を考慮する必要があるというふうに私は求めます。農水省で平成24年産米の生産費については、先ほどご紹介しました数字でありますので、ここの部分についても長井市のもし生産費の算定基礎がありましたら、ご紹介をいただきながら課長から答弁をいただきたいというふうに思います。

2つ目、こうした農業情勢の逼迫によってさまざまな取り組みを今までも長井市はしてきたわけですが、例えば宮城県の鳴子町で行われております地域で農産物、農家、農地を支え合う鳴子米プロジェクトというふうな運動が非常に全国的に注目されておりますけれども、当長井市でも地産地消の地域活性化に向けて、特にレインボー米等の学校給食以外の市内の生産量、消費の実態についてはどうなってるのかお伺いをしたいというふうに思います。

3つ目、日本型直接支払制度というふうなこ

とが政府の農業改革の大きな目玉というふうに言われておりますが、その中の環境保全型農業支払い制度について、当市が長年行ってきたレインボー農産物がこの制度に乗れないというふうな実態がございます。これについては、県の認定農業農産物の認定を条件とする支援制度に合致しないというふうなことでありますので、レインボー農産物の振興、拡大を図る上では、この制度の取り組みが非常に大きな条件というふうに私は捉えております。堆肥散布、さまざまな減農薬の施策等を考えますと、今後のレインボー農産物の拡大に向けて環境保全型支払い制度の取り組みをレインボーに取り入れられないのか、検討を加える必要があるというふうに思いますので、担当課長からお考えをお聞きしたいと思います。

4つ目、こうした厳しい農業情勢の中にあっても、やはり将来の食糧生産、農地管理をこれからの若手農業者に期待するものは大きいわけですが、現在、中間管理機構等の農地集積が進行中であります。もし今までの中間管理機構等の農地集積にかかわる対応された受け手の年齢別実績について、わかれば報告を願いたいというふうに思います。

また、国の新規就農者支援と年齢や条件の緩和をした当市独自の制度は創設できないのか、農地維持、生産物確保が将来にわたり長きにわたって確保できるような当市の独自の支援を必要と私は考えますが、先ほど午前中の市長からの答弁もありましたが、若手農業者からのさまざまな意見を8月にお聞きになったというふうなことを報告を受けました。農業者塾、研修会等、かつての議会での市長答弁にもありましたので、当然若手農業者の支援については今後一層手を加えていただけるものというふうに思われますので、市長からお考えをお聞きしたいと思います。

大きな2つ目です。本議会定例会に上程され

ています長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

この条例については、昭和48年に制定されたもので、当時から都市計画区域内の秩序ある地域活用のための条例が制定されたということで、近年の日本経済の変貌や消費動向の変化、そして地方自治体の商工業の変貌による条例改正がうかがえますが、準工業地域に指定された33ヘクタールの今までの経過と経済的なこれまでの効果はどう評価されてきたのか、商工振興課長にお伺いをいたします。なお、当準工業地域において、今後、床面積1万ヘクタールを超える大規模集客施設の計画や、可能な土地が実際にあるのかどうかもあわせて現状の報告をいただきたいというふうに思います。

今般の長井市都市計画特別用途地域の上程については、理由に、無秩序な都市機能の拡散を防止するとともに、大規模な集客施設が立地した場合、交通量が大幅に増加、交通渋滞など周辺地域の負荷が懸念されるなどと言われております。例えば床面積は全く違いますが、予定されている観光交流センター等の交通量の影響がこの範囲の中で大幅に負荷が懸念されることに当たらないのかどうか、あわせてお考えをいただきたいと思います。なお、長井市都市計画審議会での議論でもさまざまなご意見が出されたというふうに思われますので、それらのご意見も参考にお話をいただければありがたいものであります。

これらも含めて、なぜ今、この改正が必要なのか、コンパクトな都市機能を目指すということにうたわれておるわけですが、今後予想される例えばT A S ビルのリニューアルや観光交流センターとのかかわり、中心市街地活性化事業とのかかわりなどを整理をして、わかりやすく今回の区域指定の改正について説明を求めます。さらには、今後の本市商工業に及ぼす今般の改正の効果と、それぞれの機能の目指

すべき目的について、あわせてご質問して壇上からの質問を終了します。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 小関秀一議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、1番目の長井市の農業振興についての（4）の若手農業者の支援をどう進めていくのかという点の1点かというふうに思います。

長井市の新規就農者は、平成25年度までは4名前後で推移してまいりましたが、平成26年の新規就農者は8名で、うちUターン者が5名、新規学卒者が3名となっております。県においても264名が就農し、国などの就農支援策が拡充されたことで若者や女性が参入しやすい環境ができつつあると考えております。

農地中間管理機構への農地の集積状況であります。受け手となる中心的経営体としての申請者は134経営体で、約700ヘクタールほどの集積要望がございます。一方、出し手となる農家は194経営体で、168ヘクタールの農地を貸したいという状況でございます。現在の農地中間管理機構への手続状況は10月集積分の配分計画を機構に提出し、11月集積分のマッチング作業を行っているところです。そのマッチング状況でございますが、受け手が134経営体で160ヘクタールの集積計画となっております。年齢別の集積状況であります。20歳代が1経営体で1.4ヘクタール、30歳代が10経営体で6.1ヘクタール、40歳代が20経営体で17.8ヘクタール、50歳代が39経営体で71.4ヘクタール、60歳代が61経営体で63.2ヘクタール、70歳代以上が3経営体で0.4ヘクタールとなっており、経営体数では60歳代が最も多く、集積面積では50歳代が最も多くなっております。

次に、新規就農者支援と市の独自制度でございますが、国の事業としては、平成24年度から

創設された青年就農給付金事業により、45歳未満の新規就農者に対しまして年間150万円の給付金が5年間交付されます。県においては、やまがた農業支援センター新規就農者定着サポート事業として、45歳以上の新規就農を対象に年間36万円を5年間給付する支援を行っております。長井市においては、平成25年度に生き生き就農促進事業ということで、市内に生活拠点を持たない新規就農者や研修者を対象に家賃の2分の1を助成する制度を創設し、新規就農者の移住定住を目指しております。

また、ことし初めての事業といたしまして、議員からもございましたように、8月には市長と20歳代から45歳未満の若手農業者との意見交換会を実施させていただきました。その中では、就農希望のIターン者やUターン者の相談窓口を設けてほしい、また、若者が長井で農業がしたくなる環境をつくってほしい、また、米、肉、野菜などの生産物の消費拡大のため、住みやすいまちづくり、永住者支援や大企業の誘致に力を入れてほしい、土地をふやすのに苦労している、また、国の補助事業等の情報が欲しいなどのご意見やご提案をいただいたところでございます。国、県の農業機械や施設等への補助事業を有効活用し、設備投資に対する経費の削減、節減を図りながら、より効率的な農業経営が行えるよう進めてまいりたいと考えております。

また、県の農業技術普及課で行っております農業経営実践講座を有効に活用していただき、栽培技術の向上や経営の合理化、6次産業化による高付加価値化等を図りながら、さらには、市の独自事業としてIターン者やUターン者等の方への農地の確保に係る支援として、農地賃借料への支援策や小規模な農業機械への支援、運転資金の支援など、若手就農者が定着し、地域の中心経営体としての担い手になるよう支援策を創設してまいりたいと考えております。その実現においては、市の農業委員会や農業技術

普及課、農業協同組合を初めとして地域の各組織と連携しながら役割分担を進めてまいりたいと考えているところです。

私のほうからは以上です。

○小関勝助議長 孫田邦彦農林課長。

○孫田邦彦農林課長 長井市の農業振興についてということで、まず1番目の米価下落に伴う支援策の根拠は、前年比価格でなく生産費の補償からの検討が必要ということでございます。

本年は、大幅な米価の下落により稲作農家は大変な状況であります。今般の概算金の下落に伴う本市の影響であります、主食用、加工用米、備蓄米を含めまして前年産と比較しますと、4億4,590万円ほどの減収となっております。さらに、経営所得安定対策の米の直接支払いの10アール当たり1万5,000円から7,500円に減らされたことによる減収は1億2,860万円ほどで、合わせますと5億7,400万円ほどの減収と推計しているところでございます。また、収入減少影響緩和対策、いわゆるならし対策での補償される金額でありますけれども、これは3月までの平均価格というふうなことになりますので、まだ未確定でありますけれども、約1億8,500万円ほどで、差し引き3億8,940万円ほどの減収が見込まれるということで推計しているところでございまして、大規模農家ほど深刻な状況となっているところでございます。

米価下落に伴うならし対策の制度であります、米、麦、大豆の3品目が対象となっており、価格が下落した場合、補填されるものであります。その算定においては、米等の標準的収入と当年産収入の差額の9割を補填することになっておりまして、標準的収入というのは、過去5年間のうち最高、最低価格を除く3年の平均収入となっております。したがって、毎年米価が徐々に下落していけば基準となる標準的収入そのものが下がりますので、米価が下がって安くなったとしてもほとんど補填されないというの

が現在の制度でございます。小関議員おっしゃるように、生産に必要な基準となる生産費を標準的収入と位置づけ、その差額を補填するという制度でないと、農家は採算がとれなくなり、経営を維持することができないと考えております。本市の農業の振興、稲作の農家を守るためにも、そのような制度となるよう、国、県へ働きかけを行い、制度の改正が行えるよう要望してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、（２）の市内生産農産物の域内消費拡大の推進が必要であるということでございますけれども、地域農業の振興においては、農産物の生産拡大を図り、産地としての付加価値を高めて販路の拡大を図っていくことが必要であると考えております。それには、小関議員がおっしゃるように、域内消費拡大の推進が必要であります。現在、域内消費拡大においては、市民直売所の菜なポートや伊佐沢直売所、愛菜館等の各直売所により地産地消の推進を図っていただいております。菜なポートにおいては、開設して５年目を迎え、年々売り上げを伸ばし、昨年度は１億６,２００万円ほどの売り上げとなっております。また、ＪＡの愛菜館につきましては３,７７０万円ほど、伊佐沢共同直売所においては４,０６３万円ほどの売り上げとなっているようでございます。

レインボープランの認証米については、本年度におきまして１４．８ヘクタールの認証を受けてございまして、うち学校給食用には５．７ヘクタールほど使用され、酒米については１．４ヘクタールで、その他の部分につきましては卸業者への販売とか個人販売、ＪＡ等の販売ということになっているというふうなことでございます。また、米以外のものの学校給食への供給拡大を図るため、本年度、臨時職員を配置しながら学校給食に対する生産並びに集荷量の拡大を図っておるところでございます。学校給食においては、地産地消の日やまるごと長井給食を設け、

長井産の食材を供給し、また、バイキング給食においては、生産者も参加し、苦勞してつくった地元農産物のお話をお聞きし、食育の一環として子供たちへのＰＲを行っているところでございます。

さらに、市内農産物の付加価値の向上と域内消費を高めるため、仮称であります、６次産業化推進委員会を今後設置し、各組織で独自に行っております６次産業化について総合調整を行い、地域農産物の生産・加工や販売等の一層の拡大を図ってまいりたいと考えております。また、行者菜においては、レシピ集を作成し、地元飲食店でのメニュー化を働きかけ、行者菜が食べられるお店ということでＰＲ等を行い、域内消費の拡大を図っているところでございます。今後とも地産地消を推進しながら産地化を図り、販路拡大と結びつけてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、（３）の環境保全型農業支払い制度とレインボープランの農産物のかかわりについてということでございますけれども、環境保全型農業直接支払い制度においては、エコファーマーの認定を受け、堆肥施用により土づくりを行い、化学肥料や農薬を減らした特別栽培や有機栽培、また、プラスチックといたしましてリビングマルチや冬期湛水等により地球環境に優しい農業を行ったものに、慣行栽培と比べ経費の割り増し部分について農家に補填する制度でございます。レインボープランの認証の特別栽培型においては、生ごみのコンポストを施用し、化学肥料や農薬の削減を行い、環境に優しい農業を行っているものをレインボープラン推進協議会で認証を行っております。

環境保全型農業直接支払いを受けるには、エコファーマーの認定を受け、特別栽培の認証機関であるやまがた農業支援センターによる認証を受けなければ該当にならないということになってございます。レインボープランは、人や環

境に優しい安全・安心な農作物を提供し、消費者と農業を結びつけ、本市農業のイメージアップにおいても必要な制度であり、レインボープラン推進協議会においても、その普及に力を入れ、多くの農地や農業者へコンポストの施用をしていただくよう取り組んでいるところでございます。その一環として、コンポストの運搬サービスも行い、利用者の利便性を図っておるところでございます。

市といたしましては、レインボープランの認証農産物の生産者へのメリット措置として、認証農産物を市民直売所による販売をした場合、販売額の5%補助を行い、レインボープランの普及拡大へと取り組んでおるところでございます。今後も環境保全型農業直接支払いの活用やレインボープランに対する独自支援策を行いながら、普及拡大に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○小関勝助議長 梅津和士商工振興課長。

○梅津和士商工振興課長 小関秀一議員のご質問にお答えいたしたいと思います。なお、小関議員のご質問の中で準工業地域指定の経緯というのは、所管が私どもでございませんで、答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

私のほうに与えられましたご質問でございますが、(2)の特別用途地域指定で目指す都市機能は何かと、(3)の観光や当市商工業に及ぼす効果はというふうなことからして答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、(2)でございますけれども、特別用途地区内に大規模集客施設の立地を規制することで目指す都市機能でございますけれども、人口減少や少子高齢化を迎えている中で、若者から高齢者まで全ての市民が安心して生活するために、都市機能の無秩序な拡散を防止して都市の既存のストックを有効活用しつつ、医療・福祉施設や文化施設の都市機能の適正立地を確保しながら、

多様な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせるまちづくりを実現することにあるということでございます。

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種機能を培ってきたまちの顔と言うべき地域でございます。しかしながら、近年、全国各地で病院や学校、国、県、市町村機関などの公共公益施設の郊外移転等によりまして、都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化などによりますスーパーマーケットなどの大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等による中心市街地のコミュニティとしての魅力低下が進展しているとともに、中心市街地の商業機能が顧客や住民ニーズに十分対応できていないことなどにより中心市街地の衰退が進み、中心市街地に住む人も中心市街地への来客者も中心市街地という地域において生活活動を行っていく上で必要なものが充足できなくなっているという現状がでございます。

国では、このような状況を打開するために中心市街地活性化を積極的に推進しているところでございます。特に議員ご質問の準工業地域における大規模集客施設の立地規制につきましては、平成18年9月8日に閣議決定されました「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の中でも、中心市街地における都市機能の集積を図るために都市計画手法を活用することにより都市機能の適切な立地誘導や、その環境整備を図ることが有効ということで位置づけられています。準工業地域は、ご案内のように多様な用途を許容する地域でございますけれども、特に地方都市においては、中心市街地の周辺部に位置する準工業地域に店舗や劇場などの大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいということが考えられます。そのため特別用途の地域指定を行い、大規模集客施設の立地制限を行うということで、国でも

進めている施策でございます。

それでは、3でございますが、観光や当市商工業に及ぼす影響でございます。長井市におきましても、中心市街地と言われる本町、あら町、栄町、高野町、大町の商店街を中心とする地域とその周辺部におきまして全国的な傾向と同様なことが当てはまり、中心市街地に住む方々だけでなく、中心市街地を訪れる市民にとっても日常生活に必要な範囲が拡大するばかりであることに加え、市にとってもインフラ整備の範囲が拡大する一方で、官民ともにコストの増大に悩まされているのは議員ご承知のとおりでございます。本市の第5次総合計画におきましても、これらの課題に対処するため、基本計画の重点戦略であります「にぎわいと働く場づくり戦略」で「コンパクトなまちづくりによる中心市街地の活性化」に取り組むとしており、この方向性に基づき中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいるものでございます。

このたびの特別用途地区内における大規模集客施設の立地規制に取り組むことによりまして、現在進めております中心市街地の活性化がより一層進展することになると思われませんが、観光や商工業などの個々の事業に及ぼす影響につきましては、中心市街地活性化基本計画に掲載する事業が固まった時点で、昨年度作成いたしました「長井市産業関連表及び経済波及効果計算プログラム」を用いまして主要な事業について経済波及効果を算出し、議会の皆様や市民の皆様などからご意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。

なお、先ほど議員ご質問の都市計画審議会等での状況でございますが、私の所管でございませんので、次の答弁ということでさせていただきますと思います。

私からは以上でございます。

○小関勝助議長 鈴木一則まち・住まい整備課長。

○鈴木一則まち・住まい整備課長 小関秀一議員

のご質問の中で、1番の準工業地域指定の経緯につきましては、私どものほうの所管でございますので、ご説明をさせていただきたいと思えます。

準工業地域は、都市計画法による用途地域の一つで、主に環境悪化のおそれのない工場の利便を図る地域である一方で、住宅や商店など多様な用途の建物も建てることが可能であることから、土地利用の選択肢が多い用途地域とされております。長井市の準工業地域は、主要地方道長井大江線の野川橋の南端交差点から長井十日町郵便局の交差点北までの沿線とカフェレストラン・ウイングからセブーンイレブン長井東町店までの国道287号の東側及び最上川堤防の西側区域と株式会社塩原屋長井バイパスサービスステーションでしょうか、SS、ガソリンスタンドになりますけれども、からセブーンイレブン長井館町店までの国道287号線沿線及びセブーンイレブン長井館町店からフラワー長井線南台街道踏切までの市道小出南線北側の3カ所、約33ヘクタールが指定されておるところでございます。

この準工業地域の基本は、昭和47年に定められております。当時、用途を指定するに当たって住宅が相当数あったため、工業地域にはできない状況だったということでございます。一方、中小の工場や事務所、店舗、自動車修理工場などのさまざまな用途の建物が混雑しているため、それらの存続や立地ができなくなる用途の指定ができませんで、当時の建築状況を考慮した結果、多様な用途利用が可能とされる準工業地域とされたとのことでございます。また、直近でございますと、平成13年の変更におきましては、その時点で三菱自動車、八文字屋、ドラッグストア、ムサシ、うめや、すみやが建築されておりましたいわゆる南側の商業地域になりますけれども、そちらのほうの国道287号沿線の既存の準工業地域からつながる形で準工業地域に指定

されたということでございます。これが経緯で
ございます。

先ほど小関議員からお話がありました議案第
103号の理由書にございます準工業地域に大規
模施設が立地した場合、都市機能がさらに分散
して交通量の大幅な増加や交通渋滞など、周辺
環境の負荷が懸念されるというふうな部分はど
うかというようなことがございました。これは
国の調査におきまして、大規模集客施設がで
きた場合、1万平米の床面積を超えると、この
ような渋滞とかこのような状況が起きるとい
うふうな国交省のほうの基準として捉えている
面積が1万平米というところでございます。た
だいま整備を行っております観光交流センタ
ーにつきましては、現状の1日交通量、約1万
7,000台を対象と考えて計画しております
ので、影響範囲というのは、現状の台数の
部分でその中から交流人口といいますか、
回っていただく方々を考えているという
状況なので、この施設だけでは大幅な増
というふうな部分で渋滞というふうな
部分では考えておらないところです。

それから、都市計画審議会のほうでも、
小関議員からいただきました同様のお話が
ございました。いわゆる1万平米の基準とい
うふうな部分、それから準工業の経緯とい
うふうな部分でどうだったのかというふう
なことがございましたが、いわゆる中心市
街地活性化基本計画を今、策定中でござ
いますので、そちらのほうとタイアップ
した形で中心市街地の活性化を図るため
の目的としてこの指定が平成18年に示
されたということで、いわゆる中活法と
一緒にこのような指定をしているという
ところが、全国でほとんどそういう形
で行われているところでございますので、
今回、私どものほうでも、この計画に
基づいて同時期にこのような特別区
の設定をさせていただきたいという
ことでございます。
以上でございます。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 農業の価格低迷なり、
経営の非常に圧迫されたことしの暮れを
迎えた農家の苦しみというか、大変さ、
これは、さまざまな今後、長きにわた
って農業をこれからどうするんだとい
う議論をしながらということであり
ますし、T P Pも含めて国政の中
でも議論が必要なのかなというふう
に思いますが、質問させていただいた
ように、長井の農地なり食糧生産を
どう進めるという基本的な部分では、
市長からあったように、若い人をど
ういうふうに育てていくんだという
ことが基本的にないと、なかなか長
期的な支援とは言えないなんべんとい
うふうに思います。

今回、農地の集積でも、やっぱり50代、
60代、70代というふうな方が農地を
借りるということでもありますので、
これについては、いわゆるまだこの
年齢は経営主であったり、若い後継
者がなかなかそれぞれの農家に就農
しないというふうな時期的なものも
あるので、必ずしも若い人が農地を
借りるというふうな状況になんねな
べんというには思いますが、例えば
市長からあったように、新規就農
であれば、自分の土地がないので賃
借料を支援するんだというふうなこ
とでもありますので、例えばですが、
45歳以下の市内の農業者の賃貸借
については、これはUターン、Iター
ンでなくて、地元出身の農家につ
いても、恐らく改定されるであろう
参考賃借料ですか、の範囲の中で
何か独自の若手に対しての支援が
できないものかというふうに私、思
うんですが、市長、そこら辺、少し
拡大解釈の余地はないのかどうか、
お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ただいまの小関秀一
議員のご提言でありますが、こないだ、
先日ですけども、農業委員会のほう
からの提言をいただきました。農業
委員会は毎年、定期的にきちんとした
提言をいただいておりますので大変
ありがたいと思

っておりますが、その中では、新規就農者の若手経営者ですね、賃貸に対する支援ということは盛り込まれていなかったようですが、実態がどうなってるのか、あとは、先ほど、例えば小関秀一議員のご質問、一般質問の中でも生産費のお話がありました。私ども基礎自治体のほうで、どこまでその経営されてる方の支援をやっていたらいいかというのは非常に難しいというふうに思ってます。

きのうの農業委員会のご提言の中でも申し上げたんですが、例えば農業資材とかは生産費の中ではウエートが1割以上占めてると。ただ、それを、じゃあ、どういうふうにして支援するかといった場合に、非常に実際支援しようと思うと難しいところがございます。製造業などについては、企業立地補助金みたいな形で設備投資したことに対してその設備投資の、一定の条件がございますけれども、土地の取得やら設備投資をしたところについて固定資産税分を3年間補助金として支援するというやり方を行って。ですから基本的に申請主義で、こういうことで申請があったときに事業費補助をするというのはわかるんですが、賃貸するものに対して一律に補助するというのはどういうものか、その辺、もう少し勉強させていただいて、できれば今回、小関秀一議員のように具体的にご質問いただきたいと。農家の声というのは、今、実際、私ども農林課のほうは農家との接点というのは残念ながら非常に少なくなってまして、そういったところあたりをぜひ農業の経験の豊富な議員の皆様からは、どういったところで支援したらいいのか、そういったところなどもご提言いただければなというふうに思います。なお検討させていただきたいと思います。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 回答ありがとうございます。

今後、検討をよろしくお願ひしたいなという

ふうに思いますが、あと、具体的な支援策の中で私が申し上げたいのは、農産物のせっかく直接支払いの環境保全農業支援制度の、いわゆる例えば堆肥散布プラス減農薬だと10アール4,400円だっけ、支援があるというふうなことで、私らのいわゆるつや姫の特裁米についてもそういう支援を申請して受けてる農家もあるわけですが、残念ながらレインボーについては、課長がおっしゃるとおり、レインボー協議会の認定で県の特裁とってないもんだから、それは当てはまらねえなんべ、俺、そこは何とか協議会と話して、せっかく国も言ってる、先進地である長井がレインボープランみたいな環境保全型の農業を推進しているところが国の支援を受けられないなんて、こんなことはないべって俺はつくづくばかくさくてや、残念なんで、協議会とぜひそれをすり合わせしてみたいなというふうに思うんだけど、どうですか。

○小関勝助議長 孫田邦彦農林課長。

○孫田邦彦農林課長 環境保全型農業直接支払いにつきましては、先ほども申し上げましたように、まず、エコファーマーの認定を受けることというふうなものと、あと、特別栽培の認証をとってることだということがございまして、認証につきましては、やっぱり認証機関としての認証を受けているところの認証でないと認められないというふうなことで、協議会のほうでは認証指定機関になってございせんので、該当しないというふうなことになってございます。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 それは承知してますので、協議会が認定というふうなことも一つあるけども、ぜひエコファーマーもとらせてというか、とってもらって県の特裁の基準もクリアして、長井のレインボーの堆肥を使ってせっかくレインボーの農産物つくってる農家さよ、そういう資金というか、補助金というか、を使ってもらえるように協議会としゃべらんにかえがって俺は

言ってだんよ。今の基準、課長が言うのは百もわがってでしゃべってで聞いてますが、ぜひそういうふうにしておごやえと。

○小関勝助議長 孫田邦彦農林課長。

○孫田邦彦農林課長 この環境直払いにつきましては国の制度でありますので、やっぱり国のほうとどちらかという協議をしていかなきゃならないかと、協議会と協議してもその対応策にはならないのかなというふうなことでございますので、今後、ちょっと県とも協議をさせていただきたいというふうに思います。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 国の制度は百もわかって、長井市の協議会と生産者がそういう支援策を受けられるような条件をぜひ協議してくれと言ってるのよ。せっかく、そういう農家さは支援するって国は言ってるのに、おかしいべというの、それは検討をお願いします。

さっきちょっと農業問題をしゃべったいろいろ長くなるので、2番目の準工業地帯の指定の特別用途地区建築条例のことで、議会にも長井市中心市街地活性化基本計画のいわゆる素案、バージョン4か、というのは説明資料としていただきました。さっき準工業地帯のいわゆる大型店舗の規制をするという課長からの説明は十分わかって、町中ににぎわいや商業者のいわゆる商業活動を支援したりというふうなことで、これから中心市街地活性化事業をしていくと。実際これずっと私もお聞きして、その経過の中で都市再生整備や街路事業も含めて並列して説明受けたけども、今回の特別用途地域指定を含めてこれっていつ認可され、ほかの方の質問で市長からは、平成27年とかというふうな話をさっきお聞きしたような気がするんだけど、一体これは国の認可っていつごろとして、今回の区域指定の改正か、についてなして今しんなねのか、その辺もあわせてもうちょっとわかりやすく教えてもらっちゃいなよ。

○小関勝助議長 梅津和士商工振興課長。

○梅津和士商工振興課長 それでは、私のほうから小関議員のほうのご質問にお答えしたいと思います。

一応策定スケジュールというふうなことで、この前お渡しいたしました資料の中にも、縦長のやつですけども、策定スケジュールというのが入ってると思います。

ちょっと字が小さいので、そこだけ抜粋してご説明申し上げますけども、先ほど市長のほうからも若干答弁がございましたけども、中心市街地の活性化協議会をここの7月につくりまして皆様と議論を重ねてまいりました。その経過については、その資料に記載されているとおりでございますけども、民間事業者や市で行う事業の熟度をもう少し高めてから申請することによりまして、より実効性の高い計画がなされるというふうなことで、国のほうからも一応アドバイスを得ておりますので、そういうことを協議した結果、当初26年度中の認定を目指すということで議会の皆様にもご報告してまいりましたが、熟度の関係から少し時期をずらしてというふうなことで、申請のほうにつきましては、先ほど市長が申し上げましたが、27年中、年に3回あるんですが、年度じゃなくて年なんですけども、3月と、あと6月から7月にかけてと10月から11月にかけてというふうなことで年に3回、国の認定がございますので、そこに向けて熟度を高めて申請をさせていただきたいというのが今後のスケジュールでございます。以上でございます。

○小関勝助議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 じゃあ、わかりました。

この表を見ると、26年度にもうほぼ固めて、5年間の事業を26年度中に認定するというふうな説明の資料なので、私は、今回のような大型店舗に関する用途指定については、もう認定のぎりぎりの時期なんべなと、これさかがってだん

べ、条件として特別指定をしると、だからこれぎりぎりだなというふうに私は思ったんです。

あともう一つ、最後ですが、ここさ主な事業でずっといっぱい書かれてるのよ。市長、さっき中心市街地でも福祉とか病院とか、さまざまなことを取り組みたいんだというので、この5年間で中心市街地活性化事業で、例えば中心市街地整備改善、商業活動の活性化、都市福祉の整備改善、もう50、60の事業が全部書かれてる。これ5年間で全部やるのか。基礎づくりなのかどうかわかんねえけど、さっき病院のやりとりの中でも、福祉、医療、子育て、全てコンパクトなまちの中でこれを対応すべく、ここに事業として展開していくというふうなことが可能なんべかって、このぐらいされっこんじゃあ非常にいい長井市が見えてくるんでないかっていうふうに思ったげんども、反面心配だと、計画倒れになんねえかなというふうに思うと、今、課長から言われたように、認定をもう少しずらして精査して27年度中に認可を受けてスタートするということをお聞きしたので、ちょっとほっとしたのよ。書けばいいってもんじゃなくて、やっぱり実現可能なものをこの事業で確実に取り組むんだという姿勢がないと、これはだめだと思う。

あと、例えば商店の人が手を挙げて、俺、これをしたいと、こういう事業をしたいからいい補助金ないかとか、事業ないかという方については集中的に、何もかにもちょびちょびじゃなくて集中的に支援していくというようなことを目に見える形でしてもらいたいなという要望をして、終わります。

散 会

○小関勝助議長 本日は、これをもって散会いた

します。

再開は、明日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時21分 散会